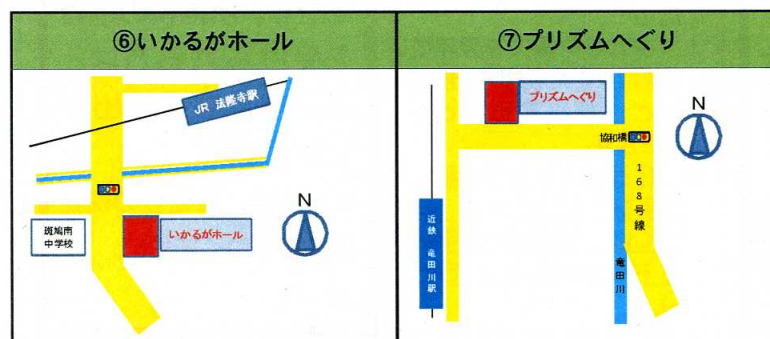
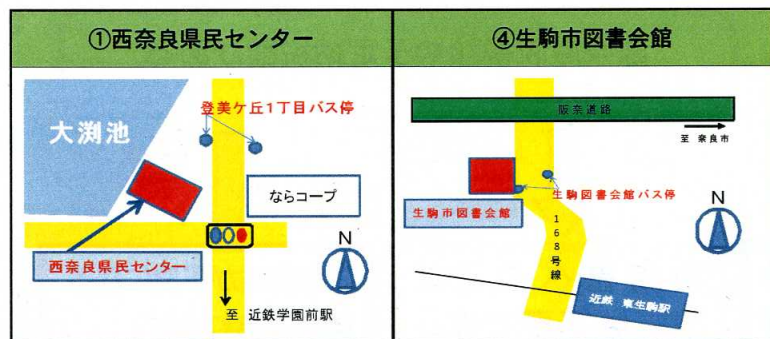


表内の表記			平成25年 2月																	3月	 駐車場
●広域還付申告センター ◎税理士等による地区相談会場			5	6	7	8	12	13	14	15	18	19	20	21	22	25	26	27	28	1	
会場名	開設時間	所在地	火	水	木	金	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	
①西奈良県民センター	9:30~16:00	奈良市登美ヶ丘 2-1-51	●	●	●	●	●	●	●	●											狭あいのため公共交通機関をご利用ください
②奈良県立図書情報館	9:30~16:00	奈良市大安寺西 1-1000										☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		駐車場有 (1時間超有料)
③イオンホール	10:00~16:30	大和郡山市下三橋町 741 イオンモール大和郡山 2F									◎	◎	◎	◎	◎						駐車場有(無料)
④生駒市図書会館	9:30~16:00	生駒市辻町 238																◎	◎	◎	狭あいのため公共交通機関をご利用ください
⑤天理市文化センター	9:30~16:00	天理市守目堂町 117			▲	▲															狭あいのため公共交通機関をご利用ください
⑥いかるがホール	9:30~16:00	斑鳩町興留 10-6-43		▲	▲	▲															駐車場有(出来るだけ公共交通機関をご利用ください)
⑦プリズムへぐり	9:30~16:00	平群町西宮 2-1-6						▲	▲												狭あいのため公共交通機関をご利用ください

※ 各会場とも、土地・建物・株式等の譲渡所得や贈与税の相談は行っておりませんので、税務署までお越しください。 ※ 混雑の状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますのでご了承ください。
※ 昼休みの時間帯は、交代制により少人数で対応しています。 ※ 開催日初日と午前中は、例年大変混み合っています。 ※ 各会場への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。



～ 税務署からのお知らせ ～

奈良税務署の駐車場は、4月中旬頃まで利用できません。税務署にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は 記帳と帳簿等の保存 が必要になります！！

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署までお問い合わせください。

インターネット環境とパソコンがあれば



申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます

プリンタで印刷して
郵送等で提出
(添付書類も同封してください。)



電子証明書とICカードがあれば
e-Taxで送信
最高3,000円の税額控除
添付書類の提出省略
還付がスピーディー

今年から贈与税にも対応！
詳しくはe-Taxホームページで(www.e-tax.nta.go.jp)

公的年金等を受給されている方は裏面もご覧ください。

公的年金等を受給されている方へ

確定申告が不要になる場合があります!!

次の①と②の両方に該当する場合は、**所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。**（平成23年改正）

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**

↳ 例えば、給与の収入金額が85万円以下の場合が当てはまります。
【85万円（収入金額）－65万円（給与所得控除）＝20万円（給与所得金額）】
詳しい計算方法などについては、最寄りの税務署にお尋ねください。

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、**所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。**

ご注意ください!

所得税の確定申告が不要でも、**住民税の申告が必要になる場合**があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

詳しくは、右のフローチャートをご参照ください。

確定申告に関するフローチャート

公的年金等を受給されている方は、以下のフローチャートにより所得税の確定申告の要否を確認してください。

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**である

いいえ

はい

- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**である

いいえ

はい

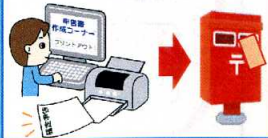
源泉徴収税額や予定納税額がある

いいえ

はい

税務署への
**確定申告が
必要です。**

申告書等は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます!
(www.nta.go.jp)



税務署への**確定申告は不要です。**

ただし…

- 1 株式等の損失を翌年に繰り越すための申告書などは提出することができます。
- 2 住民税の申告が必要になる場合があります（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。）。

確定申告が不要になる場合があります。

ただし、**所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。**

詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。